○法務省告示第四百六十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十二年法務省令第五十三号）第一条第一号ト の規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十九年十月三日

法務大臣　上川　陽子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
奈良県繊維工業協同組合連合会	奈良県大和高田市幸町二番三十三号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
まほろば産業株式会社	奈良県御所市大字柳羅二千百七十三番地四	婦人子供服製造
D・C・I株式会社	奈良県御所市百三十六番地	染色
三岡繊維株式会社	奈良県香芝市逢坂四丁目三百二十三番地	ニット製品製造

三　対象となる者　平成二十九年十月三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３４９６号

大阪市淀川区三津屋北２丁目11番６―301号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目１番23―202号

債務者　田中　國**廣**

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０１号

大阪市西区北堀江４丁目14番６―1207号

債務者　水野信四郎

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０２号

大阪市西区北堀江４丁目14番６―1207号

債務者　水野真沙美

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２４号

高松市屋島東町1095番地158

債務者　尾端　直幸

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１０号

堺市西区浜寺石津町中３丁２番19号

債務者　長倉商店こと　長倉　周作

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１１号

堺市西区浜寺石津町中３丁２番19号

債務者　長倉　洋子

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７号

大分県宇佐市院内町温見283番地の７

債務者　野本　武範

1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４号

宮城県石巻市錦町１番25号、前住所愛知県岡崎市大平町字回り戸７番地１（パティオ大平101）

債務者　森永　末雄

1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号

茨城県牛久市南３丁目30番地１

債務者　蓮池　康孝

1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　義章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０５０号

神奈川県茅ヶ崎市浜之郷332番地４、前住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷280番地６

債務者　熊谷　朋巳

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８３号

埼玉県川口市戸塚東２丁目24番18号

債務者　麻原　伸晃

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９８号

兵庫県明石市川崎町２番12―124号

債務者　榊原登志子

1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部